

## 実施方針に関する意見書に対する回答

No.	該当箇所						質 問	回 答
	資料名等	頁	1	(1)	1)	①		
1	実施方針	3	1	(5)			SPCを設立し、BTOであれば建替住宅等を整備することありますが、BTで整備名合、SPCの組成は経費がかかるだけでメリットがないと思います。SPCは前提にしない方が良いかと思います。	設計・建設期間中ではありますが、金融機関によるSPCの監査など、一定の効果があると判断しており、SPCの組成は必須とします。
2	実施方針	9	4	(1)	2)		構成企業のうち、建設企業は、市内に本店を有する企業で、市の工種別等級で建築一式工事がA級である企業3社以上という基準は非常に競争性にかけているように思われます。Aランク15社から3社は限定的だと思います。	経験を有する県外企業が市内企業に対して指導的な側面を期待しており、そうした観点から、市内企業としても一定の経験を有する企業としましたので、現状のままとします。